

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和5年9月15日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300078号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300044号

第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を、平成26年7月10日は48万9,000円、同年11月21日は24万4,000円に訂正することが必要である。

平成26年7月10日及び同年11月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年7月10日及び同年11月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における標準賞与額を、平成27年1月20日は72万1,000円、同年7月10日は48万9,000円、同年11月21日は24万4,000円、平成28年1月20日は73万5,000円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成26年7月
② 平成26年11月
③ 平成27年1月
④ 平成27年7月
⑤ 平成27年11月
⑥ 平成28年1月

請求期間①から⑥までについて、A社に勤務し、賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたので、賞与の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、A社から提出された賃金台帳の写し及び事業主の回答により、請求者は、平成26年7月10日及び同年11月21日に同社から賞与の支給を受け、当該賞与額

に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記貸金台帳により確認できる賞与額から、請求期間①は48万9,000円、請求期間②は24万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間③、④、⑤及び⑥について、A社から提出された貸金台帳の写し及び事業主の回答により、請求者は、平成27年1月20日、同年7月10日、同年11月21日及び平成28年1月20日に賞与を支給されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間③、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額については、上記貸金台帳により確認できる賞与額から、請求期間③は72万1,000円、請求期間④は48万9,000円、請求期間⑤は24万4,000円、請求期間⑥は73万5,000円とすることが必要である。

なお、請求期間③、④、⑤及び⑥に係る訂正後の標準賞与額について、請求者は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300177号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300043号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成18年12月8日の標準賞与額を43万7,000円、平成19年7月13日の標準賞与額を45万1,000円に訂正することが必要である。
平成18年12月8日及び平成19年7月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。
事業主が請求者に係る平成18年12月8日及び平成19年7月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。
- 2 請求者のA社における平成18年12月26日及び平成19年8月27日の標準賞与額の記録を取り消すことが必要である。
- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年12月
② 平成18年12月8日
③ 平成18年12月26日
④ 平成19年7月13日
⑤ 平成19年8月27日

A社に勤務していた期間に係る請求期間①、②及び④の標準賞与記録がない。賞与明細書はないが、同僚も訂正請求をしていることから、調査の上、年金記録を訂正してほしい。また、請求期間③及び⑤については、事業所から賞与が支払われていないことから、標準賞与額の記録を取り消してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間②及び④について、A社の元事業主の陳述、日本年金機構から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)、複数の同僚の賞与明細書(写)、

同僚の預金通帳（写）及び請求者から提出された源泉徴収票（写）から、請求者は、請求期間②に44万7,000円、請求期間④に46万2,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、上記同僚の賞与明細書（写）において、複数の同僚の厚生年金保険料控除額は、請求期間②及び④当時の適正な保険料率よりも低い保険料率を用いて計算されていることから、請求者についても、賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額（請求期間②は43万7,000円、請求期間④は45万1,000円）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが推認される。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②及び④の標準賞与額については、上記賞与支払届及び複数の同僚の賞与明細書（写）により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間②は43万7,000円、請求期間④は45万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月8日及び平成19年7月13日の賞与について、請求者の賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間③及び⑤について、オンライン記録によると、請求者のA社における標準賞与額が、平成18年12月26日は24万7,000円、平成19年8月27日は26万2,000円と記録されていることが確認できる。

しかしながら、同僚から提出された預金通帳（写）によると、平成18年12月26日及び平成19年8月27日においてA社からの振込は確認できない上、元事業主は、賞与について、支給の対象になっている者には全員同じ日に振込をしており、毎年7月と12月の10日前後の金曜日に、それぞれ1回ずつ支給していた旨陳述しているところ、上記同僚の預金通帳（写）により、平成18年12月8日及び平成19年7月13日において同社から賞与の振込が確認できることから、請求者においても請求期間③及び⑤に同社から賞与が支払われていないことが推認されるため、請求者の同社における当該期間の標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。

- 3 請求期間①について、請求者から提出された平成17年分給与所得の源泉徴収票（写）から、請求者に賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていることを確認することができない。

また、A社は、請求期間①に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について、賃金台帳等の資料がないためいずれも不明である旨回答及び陳述しているほか、請求者の賞与の振込先であるB銀行は、請求期間に係る預金取引明細について、保存年限経過のため提供できない旨回答していることから、請求者の請求期間①に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300178号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300045号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成23年7月8日は35万円、同年12月9日は34万3,000円に訂正することが必要である。

平成23年7月8日及び同年12月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成23年7月8日及び同年12月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年7月
② 平成23年12月

A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②の賞与の記録が漏れているので年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者から提出された預金通帳及びA社の複数の同僚から提出された賞与に係る給与支給明細書により、請求者は、平成23年7月8日及び同年12月9日に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成23年7月8日及び同年12月9日に係る標準賞与額については、上記の預金通帳により確認できる振込額及び同僚の賞与に係る給与支給明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、平成23年7月8日を35万円に、同年12月9日を34万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は亡くなっており、平成 23 年 7 月 8 日及び同年 12 月 9 日の賞与に係る請求者の届出や保険料控除について取締役からも回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300209号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300046号

第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額を、平成23年8月10日、平成24年8月10日及び同年12月17日は28万円、平成23年12月16日は27万4,000円、平成25年8月12日は23万9,000円、同年12月16日は26万6,000円、平成26年12月16日は29万6,000円に訂正することが必要である。

平成23年8月10日、同年12月16日、平成24年8月10日、同年12月17日、平成25年8月12日、同年12月16日及び平成26年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成23年8月10日、同年12月16日、平成24年8月10日、同年12月17日、平成25年8月12日、同年12月16日及び平成26年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年12月
② 平成20年8月
③ 平成20年12月
④ 平成21年8月
⑤ 平成21年12月
⑥ 平成22年8月
⑦ 平成22年12月
⑧ 平成23年8月
⑨ 平成23年12月
⑩ 平成24年8月

- ⑪ 平成 24 年 12 月
- ⑫ 平成 25 年 8 月
- ⑬ 平成 25 年 12 月
- ⑭ 平成 26 年 12 月

年金記録を確認したところ、請求期間に係る標準賞与額の記録がなかったが、当該期間に A 社から賞与を支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間⑧から⑭までについて、請求者から提出された請求期間に係る預金通帳の写し(以下「預金通帳」という。)及び A 社の複数の同僚から提出された賞与明細書から判断すると、請求者は平成 23 年 8 月 10 日、同年 12 月 16 日、平成 24 年 8 月 10 日、同年 12 月 17 日、平成 25 年 8 月 12 日、同年 12 月 16 日及び平成 26 年 12 月 16 日に同社から賞与の支払を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間⑧から⑭までに係る標準賞与額については、預金通帳及び同僚から提出された各請求期間に係る賞与明細書により推認される賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間⑧、⑩及び⑪は 28 万円、請求期間⑨は 27 万 4,000 円、請求期間⑫は 23 万 9,000 円、請求期間⑬は 26 万 6,000 円、請求期間⑭は 29 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 23 年 8 月 10 日、同年 12 月 16 日、平成 24 年 8 月 10 日、同年 12 月 17 日、平成 25 年 8 月 12 日、同年 12 月 16 日及び平成 26 年 12 月 16 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①から⑦までについて、事業主は、請求期間当時の担当者は既に亡くなっており、賞与の支払及び厚生年金保険料控除について確認できる資料はない旨回答しているほか、請求者は、A 社から請求期間①から⑦までに係る賞与の支払を受けたことが確認できる預金通帳はないと陳述している。

また、請求者は請求期間①に係る賞与の振込先金融機関及び口座番号は不明と陳述しており、金融機関に当該期間に係る取引履歴を照会することはできないほか、請求期間②から⑦

までの期間においてA社の取引先金融機関であったB銀行は、当該期間における取引履歴は保存期間が経過しているため提供することはできない旨回答している。

さらに、請求者が請求期間①から⑦までの期間における住所地であったとするC市及びD市は、当該期間に係る年間の給与所得額及び社会保険料控除額が確認できる住民税の課税資料は保存期間が経過しているため提供できない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間①から⑦までにおける賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300174号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2300016号

第1 結論

昭和37年1月の請求期間及び同年2月から昭和45年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和37年1月
② 昭和37年2月から昭和45年5月まで

老後の年金確保のため夫に勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたのに、請求期間が国民年金に未加入となっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金に加入し請求期間に係る国民年金保険料を納付していた旨主張しているものの、オンライン記録、A市の国民年金被保険者名簿及び請求者から提出された国民年金手帳の写しによると、請求者は、昭和45年6月11日に任意加入被保険者として初めて国民年金の被保険者資格を取得し、同日に同年6月分の国民年金保険料を納付していることが確認できることから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、請求者が居住していたB郡C町(現在はD市)及びE郡F町(現在はA市)のそれぞれの居住期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿において、請求期間中に払い出された記号番号を全件確認したが、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらず、社会保険オンラインシステムによる氏名検索を行ったものの、請求者に別の記号番号が払い出された記録は確認できない。

さらに、請求者は国民年金の加入手続、請求期間の保険料の納付時期や納付額等についての記憶が明確でなく、請求期間の国民年金に係る具体的な納付状況等が不明である。

加えて、請求者が請求期間に住民登録していた市町村に国民年金に係る資料について照会したところ、D市は、資料の保存期間経過により当時の記録を廃棄しているため確認できない旨回答しており、A市は、保存年限経過及び市制施行前のため不明である旨回答しているほか、

同市の「国民年金被保険者記録票」に記載された請求者の納付記録はオンライン記録と一致しており、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。